

用語の解説

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

2 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

年齢3区分は、次のように区分する。

年少人口—0歳～14歳までの人口

生産年齢人口—15歳～64歳までの人口

老年人口—65歳以上の人口

3 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚をしたことのない人

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

4 国籍

2つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本

2 日本以外の2つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

5 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維

持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は1人1人である。

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

6 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

7 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族世帯—2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦2人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いからなる世帯も含まれている。

非親族世帯— 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

単独世帯— 世帯人員が1人の世帯

高齢夫婦世帯— 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

高齢単身世帯— 65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

3 世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

8 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅— 1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外— 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

9 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯— 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家— 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家— その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家— その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舍)も含まれる。

民営の借家— その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅— 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り— 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合